

(各教育事務所長経由)

4 教 健 第 2 9 号
令和 4 年 4 月 8 日

各市町村教育委員会教育長 様

福島県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止における注意喚起について (依頼)

このことについて、令和 4 年 3 月 3 0 日付け 3 教健第 8 6 5 号で通知したところですが、学年末始休業期間において、県立高等学校の部活動等で感染が拡大した事例が見られたことから、各県立学校長に別紙写しのとおり通知しました。

つきましては、貴市町村教育委員会におかれましても、これを参考にするとともに、発達段階や学校種に応じた感染症対策の徹底と教育活動の充実に努めてくださるようお願いいたします。

(事務担当	義務教育課	主幹	吉川	電話 0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 7 4)
(高校教育課	主幹	亀田	電話 0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 6 9)
(特別支援教育課	主幹	齋藤	電話 0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 7 9)
(健康教育課	主幹	鈴木	電話 0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 7 7)



4 教健第 29 号
令和 4 年 4 月 8 日

各県立学校長 様

教 育 長

新型コロナウイルス感染症拡大防止における注意喚起について（通知）

このことについて、令和 4 年 3 月 30 日付け 3 教健第 865 号で通知したところですが、学年末始休業期間において、県立高等学校の部活動等で感染が拡大した事例が下記 1 のとおり見られました。また、感染力の強い B A. 2 系統への置き換わりが進んでいるところです。

これらのことから、地域や学校における感染状況に応じて、下記 2 のとおり感染拡大防止対策を引き続き徹底するとともに、教育活動の充実に努めるようお願いします。

記

1 感染が拡大したと思われる事例

(1) 部活動等における例

- ア 十分な距離をとらずマスクを外しての練習（屋内競技や吹奏楽）
- イ 換気が不十分な室内での活動
- ウ 昼食時等のマスクを外した状態での会話や接触
- エ 部活動前後の「密」な状態での部室利用や部室内での飲食

(2) 学校外における例

- ア 登下校時や部活動後における複数名での飲食やマスクを外した会話
- イ 友人との娯楽施設（カラオケ等）での遊興や外食

2 感染拡大防止対策の徹底

(1) 生徒、教職員で陽性者が判明し、学校内で感染が拡大する恐れがある場合は、学校の判断により、感染リスクの高い学習活動や部活動を停止すること。

(2) 体育や運動部活動・吹奏楽等（特に屋内での活動）においては、マスクを外しての活動を行うことになるが、密にならないように距離を十分にとること、接触しないこと、会話をしないこと、換気を十分に行うこと、消毒の徹底など感染リスクを低減すること。

(3) 感染が拡大している地域における検討事項

- ア 機動的な学級・学年閉鎖、分散登校、オンライン授業等の実施
- イ 少人数に分割した授業、行事の開催方式の工夫
- ウ 部活動や校外活動等における活動方法・時間の見直し

(4) 感染症対策の点検実施

次の各項目について、日常的に点検を実施するとともに、対策を徹底すること。

ア 日々の健康観察の徹底

- ・ 発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、児童生徒・教職員ともに自宅での休養を徹底すること。レベル 2 においては、同居の家族に未診断の発熱等の症状が見られる場合も登校・出勤を控えるようにすること。
- ・ 児童生徒の検温結果及び健康状態を把握すること。また、児童生徒本人のみならず、同居の家族にも毎日健康状態を確認するよう呼びかけること。

- ・ 登校時や登校後に児童生徒に風邪症状が見られた場合には、当該児童生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導すること。
- ・ 健康的な生活(十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事)により抵抗力を高めるよう指導すること。

イ 換気、手洗い、消毒の徹底

- ・ 密閉を回避するため、気候上可能な限り、常時換気に努めること。
- ・ こまめな手洗い及び手指の消毒を徹底すること。また、特に多くの児童生徒が手を触れる箇所は定期的に消毒すること。

ウ マスク着用の徹底

- ・ 飛沫感染を防ぐため、児童生徒及び教職員は、運動時を除き原則としてマスク（不織布マスクを推奨）を着用すること。特に会話時には必ずマスクを着用するよう指導を徹底すること。また、正しい方法での着用を指導すること。

エ 食事時の感染対策の徹底

- ・ 給食等の食事をする場面での感染症対策については、食事の前後の手洗いの徹底、席の配置の工夫、会話を控える、食事後の歓談時におけるマスクの着用などの対応をとること。また、飲食の場面では感染リスクが高まるとされていることから、十分な換気を行うこと。その際、食事前に室内の空気と外気の入れ替えが行われていることが望ましいこと。

オ 部活動前後の感染対策の徹底

- ・ 部活動前後での集団での飲食や部室等の共有エリアの一斉利用を控えるなど、部活動に付随する場面での対策を徹底すること。

カ 組織的な取組の徹底

- ・ 以上の対策を真に徹底するため、一部の教員や顧問等にのみ委ねるのではなく、校長をはじめ学校全体で組織的に取り組むこと。
- ・ 必要に応じ、学校医、保健所等の指導・助言・協力を得ながら対策を徹底すること。

(事務担当 高校教育課 主幹 亀田 電話 024-521-7769)
 (特別支援教育課 主幹 齋藤 電話 024-521-7779)
 (健康教育課 主幹 鈴木 電話 024-521-7777)

感染拡大防止重点対策

令和4年3月7日（月）～4月17日（日）まで延長

①子どもを感染から守る

子どもの感染が依然多いことから、保護者の皆さま、教育関係、児童施設関係の皆さまへご協力をお願いします。

②高齢者に感染を広げない

重症化リスクの高い高齢者に感染を広げないため、ご協力をお願いします。

③移動・会食に関するリスク回避

移動・会食の機会が増える時期を迎えることから、ご協力をお願いします。

④感染が拡大している地域の皆さまへ

特に、感染が急激に拡大している地域においては、ご家庭や、教育関係、児童施設関係における対策の強化について、ご協力をお願いします。

～感染収束に向けて、引き続き基本的な感染防止対策の徹底をお願いします～

新学期を迎えた子どもの感染防止対策

元気に新学期が過ごせるよう、子どもたちの感染防止対策にご協力をお願いします。

家庭

- ◆毎日の体調チェックや手洗い、部屋の換気など感染防止対策の徹底をお願いします。
- ◆症状があるときは登校・登園は控えてください。

年度始めの行事

- ◆大人数での行事や保護者参加行事などは、感染防止対策の徹底をお願いします。

学習活動等

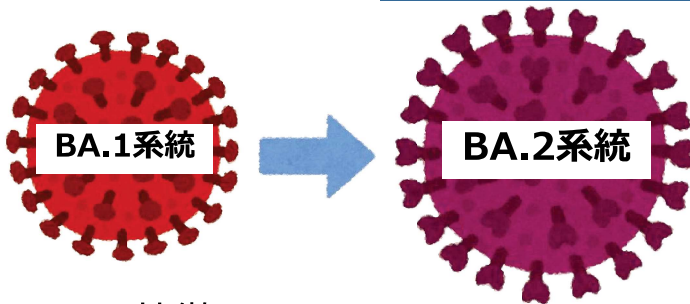
- ◆学習活動や部活動での感染防止対策を徹底してください。
- ◆密集や近距離での活動等を避けるため、活動時間や場所の分散を検討してください。

子どもの居場所

- ◆放課後児童クラブ・学習塾・スポーツ団体等においても、感染防止対策の徹底をお願いします。
- ◆放課後児童クラブ等の感染リスクを下げるため、市町村において学校施設を活用するなど、状況等に応じた対応を検討してください。



感染力のより強いオミクロン株(**BA.2系統**)への置き換わりが急速に進んでいます。



BA.2の特徴

- 感染力がより強い
- 発症間隔がより短い

➡ **感染再拡大の恐れ**

県内におけるBA.2系統の確認状況

	BA.1系統		BA.2系統	
	件数	割合	件数	割合
3/7～3/13	210	99%	0	0%
3/21～3/27	89	83%	18	17%
3/28～4/3	100	61%	65	39%

【県衛生研究所等によるゲノム解析より】



○ **基本的な感染対策の徹底が重要！**

感染拡大防止重点対策 (特措法第24条第9項に基づく要請)

令和4年3月30日改定 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

ポイント1

子どもを感染から守る

保護者

- ・ 登校前にご家庭で、**検温を始め体調確認**をお願いします。
症状があるときは登校は控えてください。
- ・ ご家族に、感染者が確認された場合は、家族内の**児童・生徒が通う学校**を始め、関係する施設に**速やかに連絡**してください。

各学校・幼稚園・
保育所・
認定こども園・
放課後
児童クラブ・
学習塾・
スポーツ団体等

- ・ **学習活動や部活動など、子どもたちの様々な活動における感染防止対策**を徹底してください。

○不織布マスクの正しい着用 ○人との距離の確保（できるだけ2m）
○こまめな換気（対角線上の窓を開けるなど） ○複合的な対策の実施

- ・ **体調不良の児童・生徒は、無理をさせず帰宅**させてください。
- ・ **先生や指導者の方も、体調管理の徹底**をお願いします。

ポイント4

感染が拡大している地域の皆さまへ

ご家庭で

濃厚接触者と分かったときには、すでに同居家族に感染しているケースが増えています。

- ◆濃厚接触者がいるご家庭では、**お互いにマスク着用や部屋を分けるなど、感染対策を徹底し、ご本人だけでなく同居するご家族も毎日の体調管理に注意**してください。
- ◆**同居するご家族が、濃厚接触者と判明した日から数日程度、出勤等を控える**などの検討をお願いします。
※オミクロン株の潜伏期間（感染してから発症するまでの期間）は、平均で3日（1～7日）程度です。
濃厚接触者となった家族に症状があらわれないか注意して過ごす必要があります。

学校・幼稚園・保育所等で

状況に応じて、以下をご検討ください。

- ◆少人数に分割した教育（保育）、大人数での行事や保護者参加行事の開催方法の工夫等
- ◆部活動やスポーツ少年団等における活動方法や活動時間の見直し等

令和4年4月7日現在

